新旧料金表

◉大島絵本館

入館料(1人1回当たり)

	改定	料金	現行料金		
	【平成31年	₮度から】	【平成30年度まで】		
	区分	改定料金	区分	現行料金	
	一般	600円	一般	510円	
個人	高校生	300円	中・高校生	310円	
	小・中学生	100円	小学生	100円	
	未就学児	無料	未就学児	無料	
	一般	480円	一般	410円	
団体	高校生	240円	中・高校生	250円	
(20人以上)	小・中学生	80円	小学生	80円	
	未就学児	50円	未就学児	50円	

市内中学生以下は免除とする。

シアター及びパフォーマンスホール等使用料金

【改定料金(平成31年度から)】

1 シアター等 (単位:円)

			+T. E ded - A			
		午前	午後	昼間	超過料金 (1時間につき)	
		9時30分~12時	13時~17時	9時30分~17時		
シアター	平日	9,570	19,140	28,070	4,790	
	土・日・休	11,010	22,010	32,280	5,500	
パフォーマンスホール		1,710	2,280	3,320	570	

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合のシアターの使用料金の額は、 基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもってパフォーマンスホールを使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 シアターを練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 ミーティングルーム

(単位:円)

区分	基本使用料						
	3時間まで	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	· (1時間 につき)
ミーティングルーム	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	310

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- ・楽屋については、シアター料金に含めます。オープンギャラリーについては、貸出しを廃止します。
- ・冷暖房加算は廃止します。

1 シアター (単位:円)

	基本使用料							
区分	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日		
	10時~12時	13時~17時	10時~17時	17時~21時30分	13時~21時30分	10時~21時30分		
シアター	11,310	15,430	21,600	24,690	37,030	40,110		

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料金の額は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,030円を超え2,060円以下の場合にあっては、100分の130
 - (2) 入場料等の最高額が2,060円を超えるものにあっては、100分の150
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日の使用に係わる使用料金の額は、基本使用料金に100分の110を乗じて 得た額とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本 使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の40を乗じて得た額とする。
- 5 冷房又は暖房を使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金(超過時間がある場合は、当該時間に係わる使用料金を含む。)に 100分の20を乗じて得た額を増額する。
- 6 使用時間外の使用をする場合の使用料金の額は、別に定める。
- 7 規定時間を超えて使用する場合は、1時間につき3,090円の使用料金とする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 8 使用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2シアター以外(単位:円)

	基本使用料							
区分	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日		
	10時~12時	13時~17時	10時~17時	17時~21時30分	13時~21時30分	10時~21時30分		
楽屋 1	510	1,030	1,540	1,030	1,540	2,060		
楽屋 2	510	1,030	1,540	1,030	1,540	2,060		
オープンギャラリー 1	1,540	2,060	2,570	2,060	3,090	4,220		
オープンギャラリー 2	1,030	1,540	2,570	1,540	2,570	3,090		
パフォーマンスホール	1,030	1,540	2,570	1,540	2,570	3,090		
ミーティングルーム	1,030	1,540	2,060	1,540	2,060	2,570		

備考

- 1 1,030円を超える額の入場料等を徴収する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金(超過時間がある場合は、当該時間に係わる使用料金を含む。)に 100分の20を乗じて得た額を増額する。
- 4 規定時間を超えて使用する場合は、1時間につき1,030円の使用料金とする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 5 使用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。